

○伊達市環境基本条例
平成22年3月18日条例第2号
伊達市環境基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本指針等（第8条—第10条）

第3章 環境の保全及び創造のための基本的施策（第11条—第22条）

第4章 地球環境の保全の推進（第23条・第24条）

附則

私たちの伊達市は、福島県の北部に位置し、東に阿武隈山系からなる霊山県立自然公園、西北に阿武隈川が流れ、西には吾妻連峰の山々が遠望できる福島盆地の中で、豊かな自然環境に恵まれ、自然と共生した生活を営みながら、それぞれの伝統や文化を創造してきた。しかし、今日の豊かな生活とそれを支えてきた大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムは、私たちを取り巻く身近な環境のみならず、すべての生存基盤である地球全体の環境を脅かすまでに至っている。もとより私たちは、良好な環境の下に、健康で文化的な生活を営む権利を有しており、自然、歴史、文化を含め、ふるさと伊達市の住みよい豊かな環境を保全し、未来に継承する責務を担っている。私たちは、生存の基盤である地球の環境が有限であり、自らが環境に影響を及ぼす存在であることを深く認識し、市、市民及び事業者並びに滞在者が協力し合って環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会を構築し、自然と共生するやすらぎのあるまちづくりを目指して、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、良好な環境の保全及び創造（以下「環境の保全等」という。）について基本理念を定め、市、市民、事業者及び旅行者その他の滞在者（以下「滞在者」という。）の責務及び役割を明らかにするとともに、環境の保全等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保並びに地球環境の保全に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境 自然環境、生活環境、歴史的・文化的環境及び地球環境のうち、人間生活に影響を与えるものをいう。
- (2) 良好な環境 市民及び滞在者が、健康で文化的な生活を営むことができる環境の状態をいう。
- (3) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (4) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の活動に伴って生じる広範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。
- (5) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全のことをいう。
- (6) 循環型社会 大量生産・消費・廃棄型の社会に代わるものとして、廃棄物の発生抑制、再使用、再資源化を計画的、組織的に取り組む社会をいう。
- (7) 低炭素社会 地球温暖化の主因とされる二酸化炭素その他の温室効果ガスの排出を自然が吸収できる量以内に抑制することができるような産業・生活システムを構築した社会をいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全等は、健全で恵み豊かな環境との共存を目指しつつ、これらを将来の世代へ継承されるよう適切に行わなければならない。

2 環境の保全等は、環境への負荷の少ない活力のある健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されるように行わなければならない。

3 環境の保全等は、市、市民、事業者及び滞在者の公平な役割分担の下で、相互に連携しつつ適切に行わなければならない。

4 地球環境の保全は人類共通の課題であり、環境資源は有限であることを認識しつつ、将来に向けて健康で文化的な生活を確保するため、環境への負荷の低減と資源利用の抑制に努めなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、基本理念に基づき、環境の保全等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、市民、事業者及び滞在者が環境への理解を深めるための必要な措置を講じなければならない。

3 市は、施策の策定及び実施にあたっては、環境への配慮を優先し、環境への負荷の低減その他環境の保全等に努めなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念に基づき、日常生活に伴う環境への負荷の低減に自ら努めなければならない。

2 市民は、市が実施する環境の保全等に関する施策に積極的に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、その事業活動にあたって、公害の防止、廃棄物の適正な処理その他環境の保全等に必要な措置を講ずるとともに、資源の循環的な利用その他の環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する環境の保全等に関する施策に積極的に協力しなければならない。

(滞在者の協力)

第7条 滞在者は、基本理念に基づき、その滞在に伴う環境への負荷の低減及び環境の保全等に積極的に協力するものとする。

第2章 環境の保全及び創造に関する施策の基本指針等

(施策の基本方針)

第8条 市は、環境の保全等に関する計画の策定及び実施に当たっては、基本理念に従い、次に掲げる事項を基本としなければならない。

(1) 市民の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。

(2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存等が図られるとともに、森林、農地、水辺等における多様な自然環境が体系的に保全されること。

(3) 人と自然との豊かなふれあいが確保されるとともに、地域の歴史的及び文化的特性を生かした景観並びに良好で快適な環境が保全されること。

(4) 持続可能な循環型社会の形成及び低炭素社会への転換を推進することにより、地球環境の保全に貢献すること。

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、その基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全等に関する目標及び総合的な施策の方向

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するときは、市民、事業者の意見が反映されるよう必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第10条 市長は、毎年度、環境の状況及び環境基本計画に基づき実施された施策の状況を明らかにした報告書を作成し、これを公表するものとする。

第3章 環境の保全及び創造のための基本的施策

(施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 市は、環境の保全等に関する施策の策定及び実施に当たっては、環境基本計画との整合を図るほか、環境への負荷が低減されるように十分に配慮しなければならない。

(規制の措置)

第12条 市は、公害の原因となる行為及び環境の保全等に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第13条 市は、環境の保全等に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(財政的支援)

第14条 市は、市民及び事業者が環境への負荷の低減を図るための施設整備その他環境の保全等に関する活動を推進するため、必要があると認めるときは、財政的支援を講ずるよう努めるものとする。

(開発事業等に係る環境への配慮)

第15条 市は、土地の形質の変更、工作物の新設その他環境の保全等に支障を及ぼすおそれがある事業を行おうとする者に対し、あらかじめ当該事業が環境へ及ぼす影響について適正に配慮するよう必要な助言等を行うものとする。

(市の率先実行)

第16条 市は、自らが事業者及び消費者としての立場であるとの認識のもとに、環境の保全等に資する行為を率先して実行するものとする。

(環境教育及び環境学習の推進等)

第17条 市は、環境教育及び環境学習の推進並びに環境に関する広報活動の充実を図り、市民、事業者及び滞在者の環境に関する理解と環境の保全等に関する活動が推進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(自発的活動の促進)

第18条 市は、市民又は事業者若しくはこれらの者が組織する団体が自発的に行う緑化活動、自然保護活動又はリサイクル活動その他環境の保全等を図るための活動が促進されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第19条 市は、環境の保全等に関する活動を促進するため、個人及び法人並びにその他団体の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の保全等に関する必要な情報の提供を行うものとする。

（国、県及び他の市町村との連携）

第20条 市は、環境の保全等を図るために広域的な取組が必要とされる施策について、国、県及び他の市町村と連携して、その推進に努めるものとする。

（調査等の実施）

第21条 市は、環境の保全等に関する施策を推進するため、必要な調査、監視、測定等を行い、環境の状況を的確に把握するよう努めるものとする。

（意見の反映）

第22条 市は、環境の保全等に関する施策の策定及び実施に当たっては、市民及び事業者の意見を聴くための措置を講ずるものとする。

第4章 地球環境保全の推進

（地球環境保全の推進）

第23条 市は、地球環境に与える負荷を低減するための施策に率先して取り組むとともに、地球環境の保全のために必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、地球環境の保全を推進するため、地球環境の状況その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

（地球温暖化防止対策のための取組）

第24条 市は、地球温暖化の防止に資するため、市の自然的社会的条件を踏まえつつ、総合的かつ計画的な施策を策定し、推進するものとする。

2 市は、自らの事務事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講ずるものとする。

3 市民、事業者及び滞在者は、その日常生活、事業活動及び滞在中の活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を自ら講ずるよう努めるとともに、市が実施する地球温暖化防止に関する施策に協力しなければならない。

附則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。